

第4編 その他災害対策編

第1章 雪害対策

第1節 災害予防計画

【実施担当：各課】

第1 基本方針

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、主要国県道等の交通確保等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

第1款 雪害に強い地域づくり

第1 基本方針

町は、地域の特性に配慮しつつ豪雪等に伴う地域機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立等の雪害に強い地域づくりを行うものとする。

第2 主な取組

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 4 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。
- 5 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 6 医療を確保するための体制の整備を図る。
- 7 農林産物の雪害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。
- 8 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知を図る。
- 9 豪雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。
- 10 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 11 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
- 12 雪害に関する知識について住民に対して普及啓発を図る。

第3 計画の内容

1 雪害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

町は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行うものとする。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

- ア 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。

イ 雪害に強い町土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進するものとする。

2 道路交通の確保計画

(1) 基本方針

町内の冬期道路交通を確保するため、町、関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努めるものとする。

町及び関係機関は日頃から情報を共有し、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【町及び関係機関が実施する計画】

(ア) 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、町及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。

(イ) 豪雪時に医療機関、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、町及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。

(ウ) 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

(エ) 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

イ【町が実施する計画】

(ア) 町は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うものとする。

(イ) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図るものとする。

(ウ) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 一般国道については、国土交通省計画により除雪を行うものとする。

なお、除雪上必要とする資機材の現況及び操作人員について、常時把握するものとする。(地方整備局)

(イ) 円滑な道路交通を確保するため、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行うものとする。(地方整備局)

(ウ) 高速道路の交通を確保するための除雪体制の整備、及び除雪活動に著しい影響を与える恐れがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪による交通規制の状況の周知や早期通行止め解除に向けた弾力的な交通規制の運用に努める。(中日本高速道路(株))

(エ) 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努めるものとする。(路線バス会社等)

(オ) 豪雪時に滞留車両の発生を抑制するため、関係機関は連携して除雪及び情報連絡体制の強化、道路利用者・一般住民への情報発信、交通規制を行うものとする。

エ【住民が実施する計画】

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努めるものとする。

3 電力の確保

(1) 基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。

(2) 実施計画

【中部電力パワーグリッド(株)が実施する計画】

ア 変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施するものとする。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置するものとする。

イ 送電設備については、積雪の多い地域については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行うものとする。

ウ 配電設備については、以下の対策を行うものとする。

(ア) 電線の太線化

(イ) 難着雪化電線の使用

(ウ) 支持物の強化

(エ) 冠雪対策装柱の採用

(オ) 雪害対策支線ガードの採用

(カ) 支障木の伐採

4 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機並びに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図るものとする。

5 建築物対策

(1) 基本方針

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。

(イ) 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、街区形成の誘導等を行うものとする。

イ【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

(イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

6 授業の確保等

(1) 基本方針

小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）においては、児童生徒等の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 学校においては、以下の対策を実施する。

(ア) 建設時に想定された施設の耐久度を上回る積雪が生じると破損するおそれがあるので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。

(イ) 学校の施設の改築及び新增築については、豪雪を考慮したものとする。

(ウ) 学校長は、緊急時、消防車・救急車などが校内まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。

(エ) 学校長は、緊急時、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡できる体制を整備する。

イ 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要がある場合冬期分校及び冬期寄宿舍を設置するものとする。

7 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本町における国・県指定文化財の中で、山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導するとともに、常にその実情を把握するよう努めるものとする。

イ【所有者等が実施する計画】

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずるものとする。

8 雪害に関する知識の普及啓発

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要であると共に、集中的な大雪が予測される場合は、住民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図る。また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整えるものとする。

第2款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取組

- 1 気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 緊急輸送確保のため、除雪等の体制を強化する。
- 3 避難収容に使用することが想定される施設の建設にあたっては、雪崩等の危険性に対する配慮を行う。
- 4 雪処理の担い手確保の体制を整備する。

第3 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、「第2編 第2章 第1節 災害直前活動」の「警報等伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ので

きるように、体制の整備を図るものとする。

2 緊急輸送関係

(1) 基本方針

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、各機関は、除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保を図るものとする。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

雪害に対する安全性を確保するものとする。

3 避難収容関係

(1) 基本方針

公民館、学校等の避難施設としての使用が予想される施設の建設にあたっては、雪崩等の災害に対する安全性、寒さに対する配慮等を行うものとする。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

- ア 公民館、学校等の公共施設は、雪崩のおそれがない場所へ設置する。
- イ 避難施設等における暖房設備の設置等の寒さに対する配慮を行う。
- ウ 応急仮設住宅等の設置に適した、雪崩のおそれがない場所を把握する。

4 雪処理関係

(1) 基本方針

雪害が発生するおそれがあり通常の除排雪の体制では人材、機材が不足する可能性を想定して、各機関は、雪処理の担い手となる、地域住民、ボランティア、建設業団体の受入等に関する体制の構築に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

- (ア) 豪雪に備えた地域住民による支援のための仕組みづくりを推進するものとする。
- (イ) ボランティアを地域で受け入れるための体制づくりを図るものとする。
- (ウ) 建設業団体と連携して除排雪に必要な機械の確保を図るものとする。

イ【社会福祉協議会等ボランティア関係団体が実施する計画】

除雪ボランティア活動環境の整備に努めるものとする。

第3款 観測・予測体制の充実

第1 基本方針

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制が必要とされる。

また、複数の観測機関の協力による住民に対する情報提供体制の整備が必要である。

第2 主な取組

- 1 降積雪等に関する観測・予測体制の充実・強化を図る。
- 2 住民に対する情報の提供体制を整備する。

第3 計画の内容

1 観測・予測体制の充実強化

(1) 基本方針

降積雪状況を素早く把握できる体制づくりを進めるとともに、降積雪のデータの保存・整理を行うものとする。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

降雪予測の充実を図るとともに、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。

2 情報提供体制の充実

(1) 基本方針

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進するものとする。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア CATV等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。

イ インターネットポータル会社等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討するものとする。

第2節 災害応急対策計画

【実施担当：各部】

本節では、雪害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて定めるものとする。

第1款 災害直前活動

第1 基本方針

雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

第2 主な取組

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 住民の避難誘導等

第3 計画の内容

1 気象警報・注意報等の伝達活動

(1) 基本方針

町は気象警報・注意報等が発表された場合は、迅速な活動体制をとる。なお、活動体制については、「第2編 第1章 第4節 活動体制計画」を参照のこと。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

気象業務法に基づく警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。

なお、警報・注意報発表基準については、「第2編 第2章 第1節 災害直前活動」を参照のこと。

2 住民の避難誘導等

(1) 基本方針

ア 町は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。

イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 町は、住民の避難が必要とされる場合には、避難指示、緊急安全確保を行う。また、避難行動要支援者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。

イ 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請するものとする。

ウ 町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

第2款 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。
このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 雪害時における通信を確保するための活動の実施
- 3 住民の安全確保を図るための活動の実施
- 4 冬期における児童生徒の教育の確保
- 5 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施
- 6 警備体制の確立による応急活動の実施
- 7 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施

第3 計画の内容

1 除雪等活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

また、診療所、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

町は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

道路交通の確保のため、飯田国道事務所長が除雪量等適切に判断して随時除雪の出動を実施するものとする。

なお、除雪に関する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機械の出動について必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるように措置するものとする。

2 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

- ア 災害が発生し、又はおそれがある場合は、災害の規模その他の状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信のそ通確保と迅速な復旧に努めるものとする。
- イ 応急復旧に必要な物資については、支店保有の資材を使用し、不足を生じるときは、他支店に保有する資機材を使用するものとする。
また、通信のそ通を確保し、被災した設備を迅速に復旧するため、災害対策用機器及び車両を配備するものとする。
- ウ 災害のために通信が途絶し、又は通信が著しく輻輳したときは、定められた復旧順位により応急復旧措置を実施するものとする。

3 住民の安全対策、福祉対策

(1) 基本方針

雪下ろしや除雪作業の際の安全の確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のための住宅除雪支援員の派遣を行う。さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

(2) 実施計画

【町、社会福祉協議会等が実施する計画】

- ア 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施するものとする。
- イ 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施するものとする。

4 授業の確保等

(1) 基本方針

小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）においては、児童生徒の生命、身体的安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

町の学校においては、以下の対策を実施する。

- ア 学校長は、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡体制をとる。
- イ 学校長は、天候の急変に際して町教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。
- ウ 学校長は、豪雪による交通機関の停止又は遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。
- エ 学校長は、通学する児童生徒の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。
- オ 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがある場合、学校長は、これを防止するため雪下ろしを実施する。
なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置

をとる。

5 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本町における文化財の中で、特に山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を講じる。

(2) 実施計画

【所有者等が実施する計画】

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施するものとする。

6 雪崩災害の発生及び拡大の防止

(1) 基本方針

町等は、雪崩等の災害時に、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

【中部森林管理局が実施する計画】

雪害が発生した場合、土木及び林業用機械について町から要請があった場合、協力するものとする。

第3款 避難収容活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮

第1 基本方針

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難収容等の活動にあたっては、雪害の特性に応じた配慮を行うものとする。

第2 主な活動

避難収容等の活動にあたっては、雪崩等の発生箇所について留意する。

第3 活動の内容

1 基本方針

雪害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の避難収容等の活動にあたっては、雪崩等の発生箇所について十分に配慮して行うものとする。

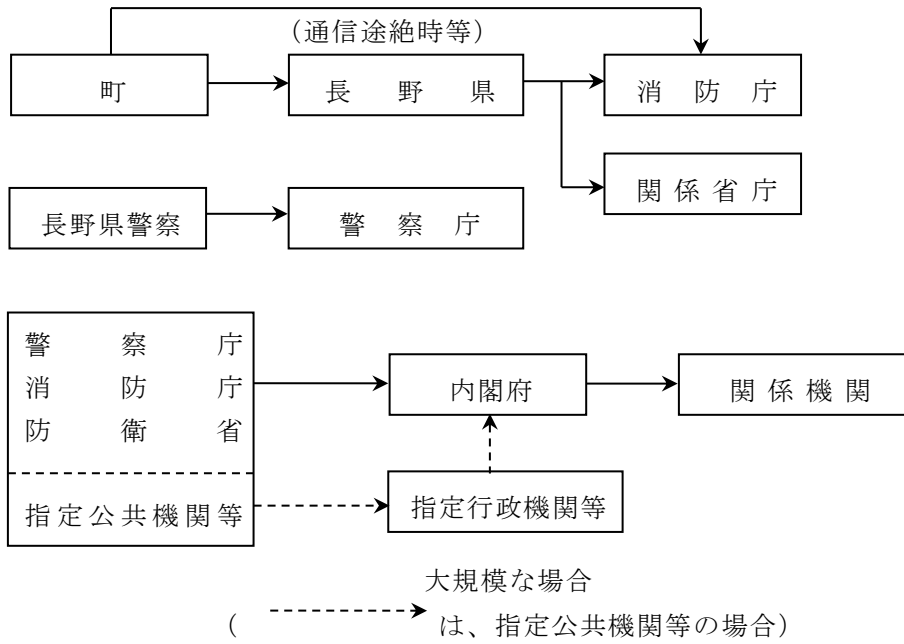
2 実施計画

【町が実施する計画】

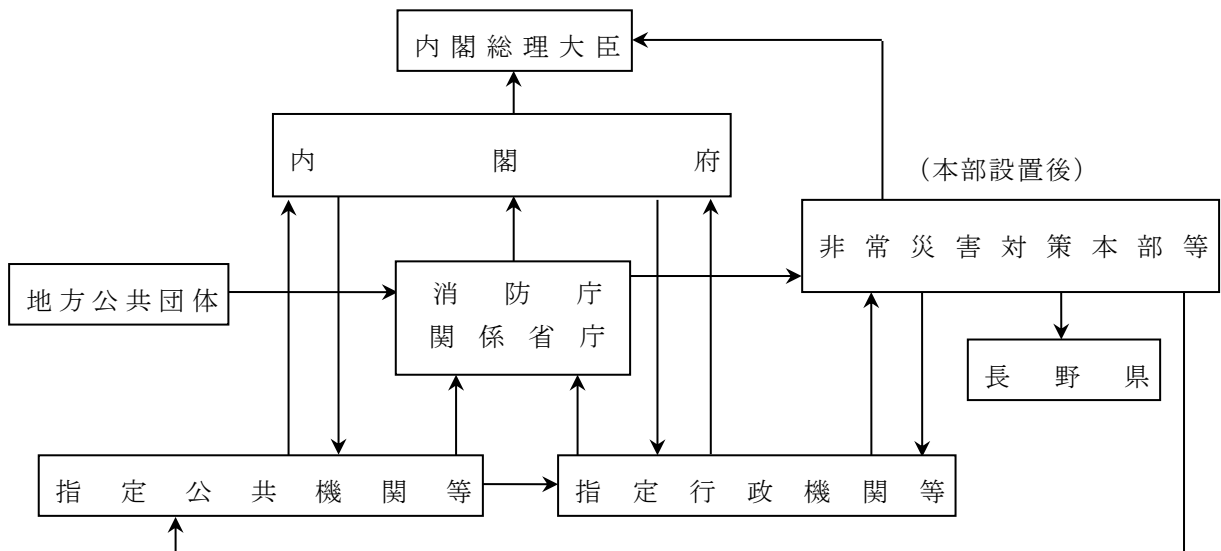
- (1) 避難誘導にあたっては、住民に対して雪崩等の発生箇所の所在等の避難に資する情報を提供するものとする。
- (2) 指定避難所の開設にあたっては、雪崩の発生箇所を考慮して、できる限り安全性の高い場所に設置するものとする。

雪害における連絡体制

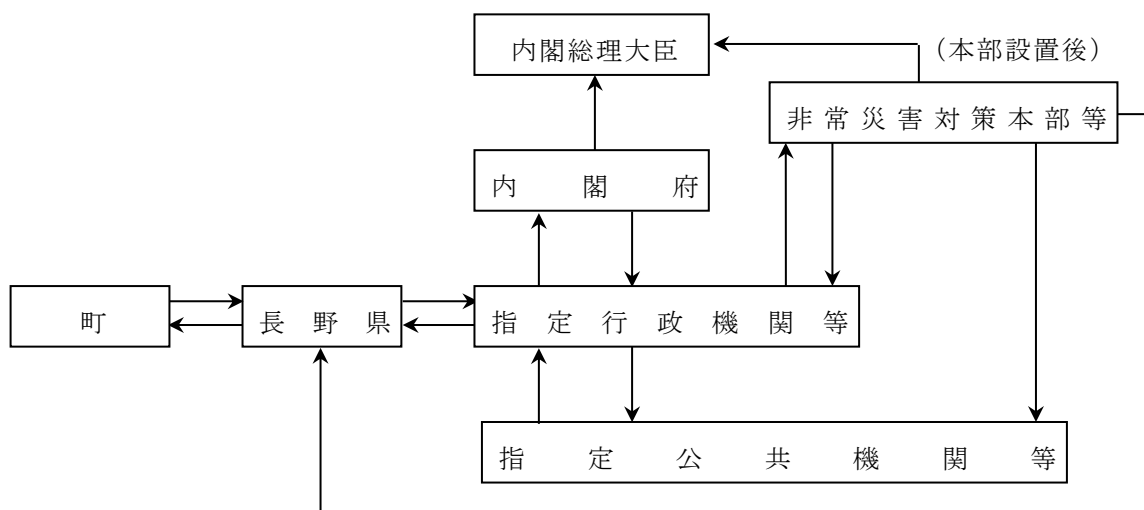
(1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集



(3) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や町との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

第2章 航空災害対策

第1節 災害予防計画

【実施担当：総務課】

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

第1款 情報の収集・連絡体制の整備

第1 基本方針

町及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について必要な体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組

- 1 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、住民等からの情報収集体制の整備を行う。
- 2 機動的な情報収集活動を行うための航空機、車両、画像情報収集の整備を行う。

第3 計画の内容

1 基本方針

町及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

2 実施計画

(1) 【町が実施する計画】

住民から得た墜落等事故等の情報を速やかに、国土交通省東京航空局松本空港出張所へ伝達する。

(2) 【関係機関が実施する計画】

ア 松本空港の離発着陸機及び長野県内の航空機の運航状況について、東京航空局との連携により可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備を図るものとする。

イ 航空機の安全運航に係る松本空港の気象状況についての的確な実況監視を行い関係機関へ伝達する体制を整備する。

第2款 災害応急体制の整備

第1 基本方針

町及び航空運送事業者は、あらかじめ、非常時の職員の体制、救助・救急医療、消火活動に必要な体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組

- 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制をあらかじめ整備する。
- 2 空港管理者、消防・警察機関及び医療機関は救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄等に務める。
- 3 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

1 【町が実施する計画】

- (1) 町及び航空運送事業者は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。
- (2) 消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、「広域相互応援計画」に定めるとおり、緊急消防援助隊の出動を想定した人命救助活動の支援体制の整備を行う。
- (3) 町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。
- (4) 空港外の事故については、「第2編 第1章 第22節 災害広報計画」に準じて体制を整備するものとする。

2 【関係機関が実施する計画】

空港外における航空災害を想定し、周辺市町村との連携体制を検討・整備する。

第2節 災害応急対策計画

【実施担当：総務部】

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

第1款 情報の収集・連絡・通信の確保

第1 基本方針

町及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について必要な体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組

- 1 町は、航空機や画像情報による情報収集を行うとともに、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告する。
- 2 町は、応急対策の活動状況を相互に連絡し合うとともに、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。

第3 活動の内容

1 情報の収集及び報告

(1) 基本方針

町は、航空機や画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

町は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに地域振興局へ連絡するものとする。

2 応急活動対策の情報収集

(1) 基本方針

町は、応急対策の実施状況について県と相互に情報交換を行うとともに、広域応援体制の必要性について随時国土交通省又は非常災害対策本部に対して連絡を行う。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

町は応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡するものとする。

第2款 活動体制の確立

第1 基本方針

町及び関係機関等は災害発生後、速やかに活動体制の確立を図るため、必要な措置をとるものとする。

第2 主な活動

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置する。
- 2 被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援の要請を行う。

第3 活動の内容

1 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

(1) 基本方針

発災を覚知した場合は、速やかに関係職員を参集するとともに、情報収集連絡体制の確立のために必要な措置をとる。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

町の定める非常参集計画に基づき早期参集を行うとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。

2 広域応援体制への早期対応

(1) 基本方針

被害規模により、広域応援体制をとる必要があることから、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき速やかに受援体制を整える。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

町は、災害の規模等により、町の活動のみでは十分な応急活動が行えない場合は、「第2編 第2章 第4節 広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整えるものとする。

第3款 搜索、救助・救急及び消火活動

第1 基本方針

事故による災害が発生した場合には、関係機関は速やかに相互に連携して搜索、消火、救助、医療活動を実施する。

第2 主な活動

- 1 航空機の遭難等の情報を得た場合は、ヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動を実施する。
- 2 空港管理者等は、航空災害が発生した場合は消防機関と連携した消火活動を実施するとともに必要に応じて、関係機関への応援要請を行う。
- 3 関係機関等の協力を得て医療活動を実施する。
- 4 警察と連携し、緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制を適切に実施する。

第3 活動の内容

【町が実施する計画】

- 1 県から災害の発生情報を得た場合は、消防機関においては速やかに関係機関と連携した搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。
- 2 災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、「第2編 第2章 第7節 救助・救急・医療活動」、「第2編 第2章 第8節 消防・水防活動」に基づき、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

- 3 多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、県や医師会、日本赤十字社長野県支部、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。
- 4 被害状況に応じて、緊急車両の優先通行を図るため、必要な交通規制を実施する。

第4款 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第2 主な活動

- 1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 【町が実施する計画】

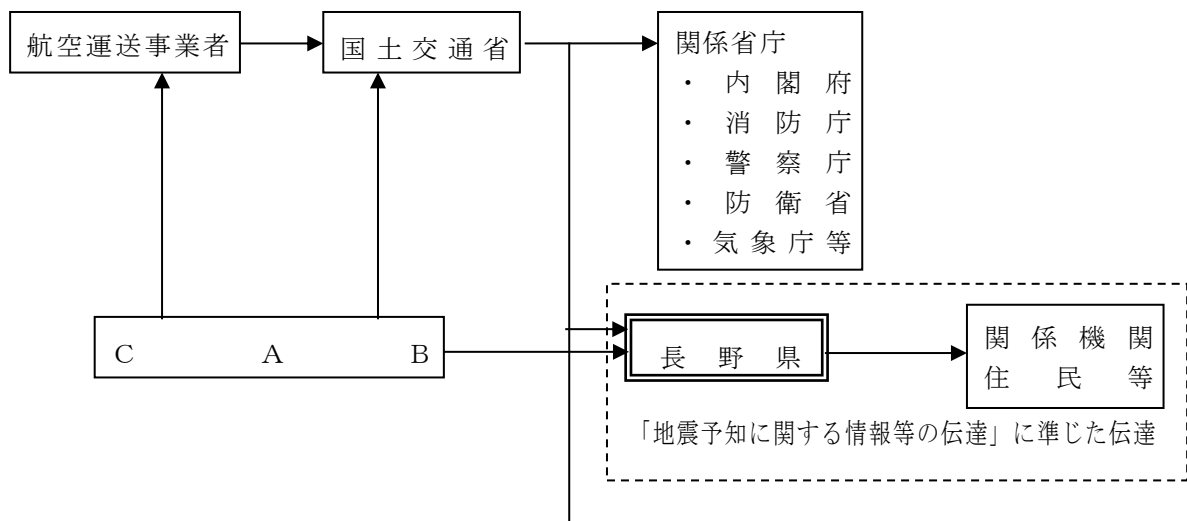
- (1) 被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- (2) 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- (3) 被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関等の情報をきめ細かに正確に提供する。
- (4) 事故の広報については、「第2編 第2章 第27節 災害広報活動」に定めるところにより、被災者の家族等に対する広報活動を実施する。
- (5) 住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

2 【関係機関が実施する計画】

航空運送事業者は搭乗者名簿の提供等を速やかに行い、積極的に情報を提供する。地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

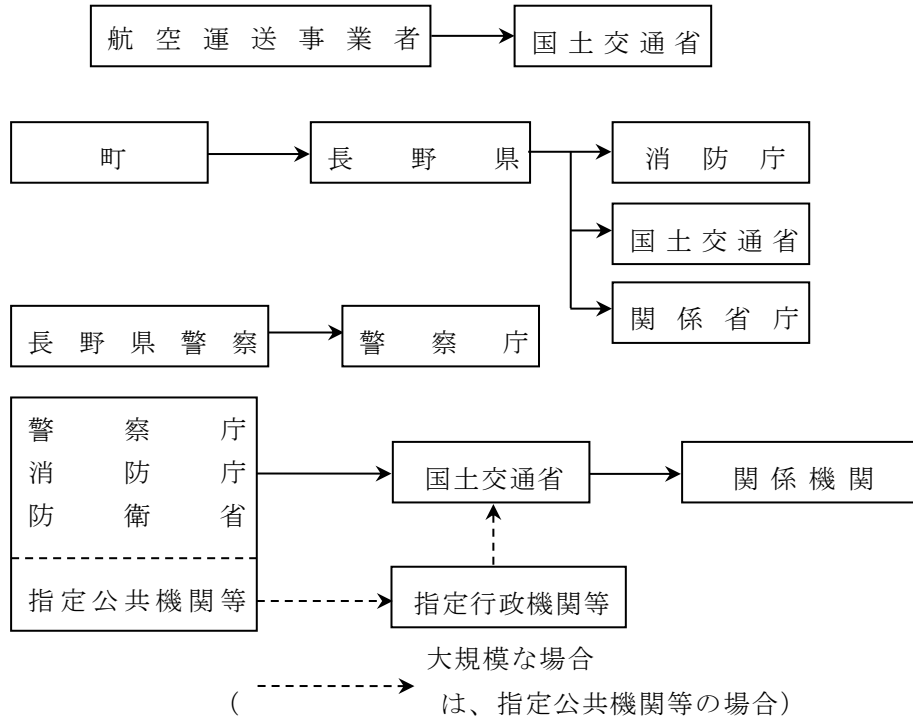
航空災害における連絡体制

(1) 航空事故情報等の連絡

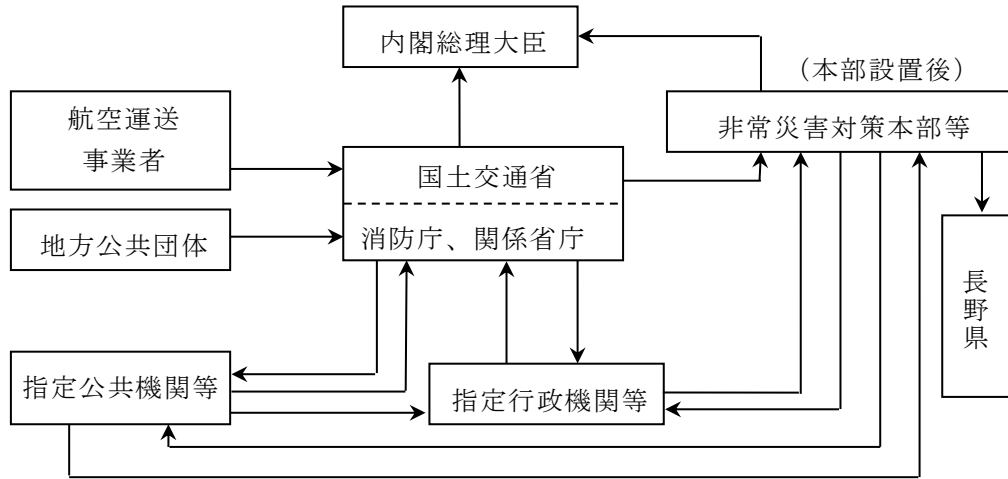


→ 指定公共機関等

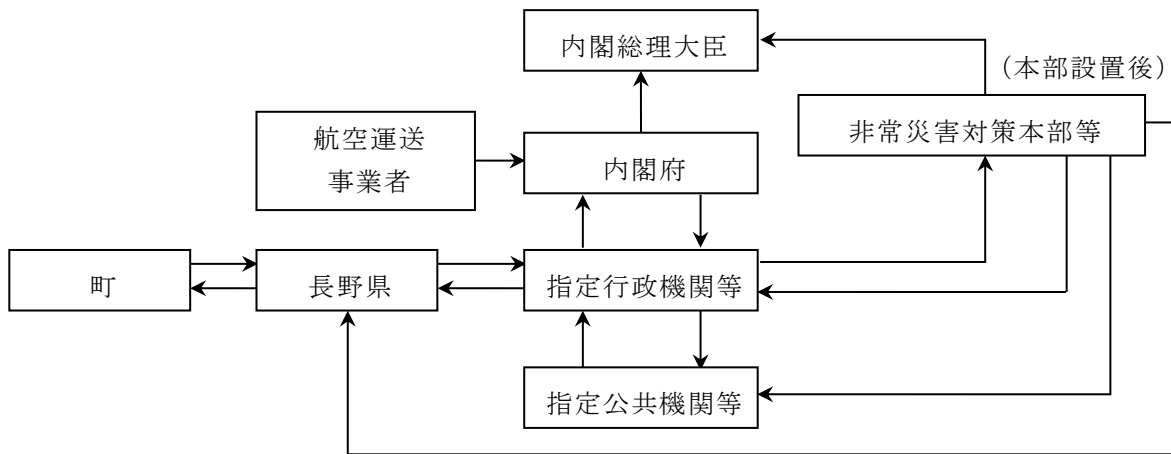
(2) 航空事故発生直後の第一次情報等の収集・連絡



(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や町等との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。

第3章 道路災害対策

第1節 災害予防計画

【実施担当：建設水道リニア対策課】

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第1款 道路交通の安全のための情報の充実

第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む。）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組

関係各機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報・注意報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

第3 計画の内容

1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等

(1) 基本方針

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知することが求められる。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 道路管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から長野地方气象台、県警察等関係機関との連携を強化しておく。また、道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(イ) 道路管理者は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制及び情報伝達体制の整備を図る。

イ【関係機関が実施する計画】

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各関係機関へ速やかに伝達する。

第2款 道路（橋梁等を含む。）の整備

第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む。）の機能障害を最小限に抑えるよう安全に配慮した道路（橋梁等を含む。）整備を行う。

また、気象条件により自然災害・事故等の発生のおそれがあるときは、未然にこれを防ぐ施設を整備する。

第2 主な取組

道路（橋梁等を含む。）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、危険箇所(point inspection)の点検を実施し、道路（橋梁等を含む。）の整備を図る。

第3 計画の内容

1 道路（橋梁等を含む。）の自然災害・事故等に対する安全性の確保

(1) 基本方針

自然災害・事故が発生した場合、道路（橋梁等を含む。）は、落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として各道路管理者並びに警察等関係機関は、道路（橋梁等を含む。）について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 町は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。

(イ) 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 自然災害・事故等が予測される危険箇所等について現場点検の実施に努め、緊急度の高い箇所から逐次必要な対策を実施するものとする。

(イ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。

第3款 道路（橋梁等を含む。）の整備

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合に備えて、平常時から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。

第2 主な取組

- 1 関係各機関において緊急に必要な相互支援について、連携の強化等、災害応急体制を整備する。
- 2 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

1 災害応急体制の整備

(1) 基本方針

自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む。）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れるおそれがある。

この対策として被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の関係を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

町は、関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、町の協定等に協力するものとする。

(イ) 自然災害・事故等の発生時において、資機材の調達及び応急復旧が緊急に必要な場合、事前に必要な措置をとっておくものとする。

(ウ) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

(エ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

2 関係者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 基本方針

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう体制の整備を行う。

(2) 実施計画

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備するものとする。

第2節 災害応急対策計画

【実施担当：建設水道リニア対策部】

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。
また、必要に応じ迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に
くい止めるとともに、応急復旧工事を行う。
被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

第1款 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握しその後の救急・救助
活動や応急対策に資するようにする。

第2 主な活動

情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提
供・連絡活動を実施する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

(1) 基本方針

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要で
ある。このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

また、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

パトロール等の結果や通報、町防災行政無線等により入手した情報を、県防災
行政無線等を活用して、速やかに県、関係各機関へ通報するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者は速やかに
パトロールを実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める
ものとする。

(イ) 道路管理者はパトロール等の結果、災害の発生又はそのおそれがある場合、
速やかに町、関係各機関へ通報するものとする。また、町や他の機関等から入
手した情報を道路復旧に活用するなどお互いに協力するものとする。

第2款 救急・救助・消火活動

第1 基本方針

道路災害が発生した場合には、負傷者の救急・救助活動を迅速かつ円滑に実施する
ため、各関係機関が協力体制を確立する。

第2 主な活動

町及び関係各機関は、道路事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助活動
に努める。

第3 活動の内容

1 救急・救助活動

(1) 基本方針

道路災害発生時においては、何をおいても人命を第一とし、迅速な救急・救助活動に努める。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

「第2編 第2章 第7節 救助・救急・医療活動」、「第2編 第2章 第8節 消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施するものとする。

イ【道路管理者が実施する対策】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うよう努めるとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するものとする。

第3款 災害応急対策の実施

第1 基本方針

各機関は、自然災害・事故等が発生した場合は、災害応急対策を円滑かつ強力で推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに道路利用者に周知せしめる。

第2 主な活動

1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等それぞれが、路上障害物除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。

また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。

2 関係機関の間で整備した業務協定等に基づく応急活動を実施する。

第3 活動の内容

1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等の応急活動の実施

(1) 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限度にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

行政区域内の道路（橋梁等を含む。）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) パトロール等の点検結果や道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。

(イ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して関係機関の一元化した情報提供を行うものとする。

2 関係機関の協力体制の確立

(1) 基本方針

関係各機関が協力して活動することは、災害応急対策を実施する上で有効である。このため各機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

パトロール等による点検の結果や通報等の情報を、速やかに町、関係各機関へ通報する。また、町や他の関係機関等から入手した情報を道路復旧に活用するなどお互いに協力して、より効率的な人員資材の運用に努めるものとする。

第4款 関係者への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第2 主な活動

被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

【町、関係機関が実施する対策】

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、テレビ、CATV、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用するものとする。

第5款 道路（橋梁等を含む。）の応急復旧活動

第1 基本方針

道路管理者は、迅速かつ的確に道路（橋梁等を含む。）の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努めるものとする。

第2 主な活動

道路交通の早期回復のため、道路（橋梁等を含む。）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

第3 活動の内容

1 迅速な道路（橋梁等を含む。）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動

(1) 基本方針

道路管理者は、被害の状況、本復旧までの工期施工量等を勘案し、迅速かつ的確な道路（橋梁等を含む。）の応急復旧を図るものとする。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

パトロール等の点検結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

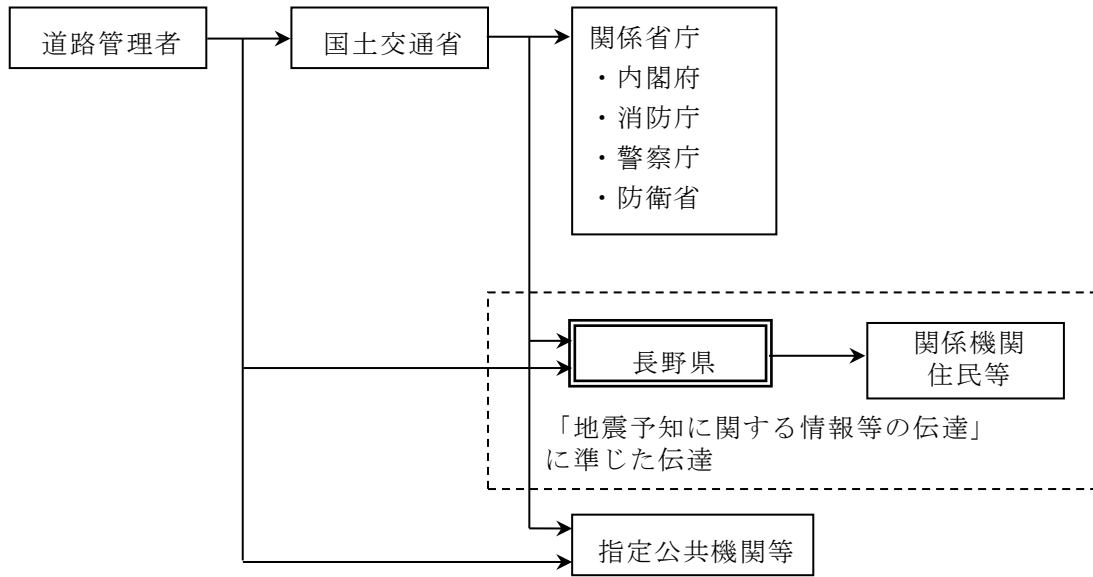
(ア) パトロール等の点検結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。

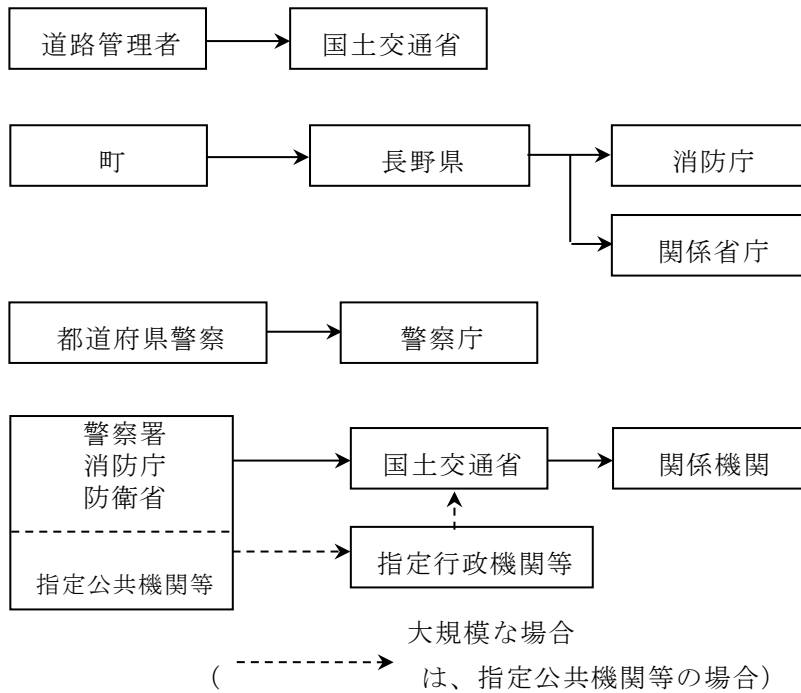
(イ) 県からの「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく要請に対して、公共施設の応急復旧工事等の活動を実施するものとする。

道路災害における連絡体制

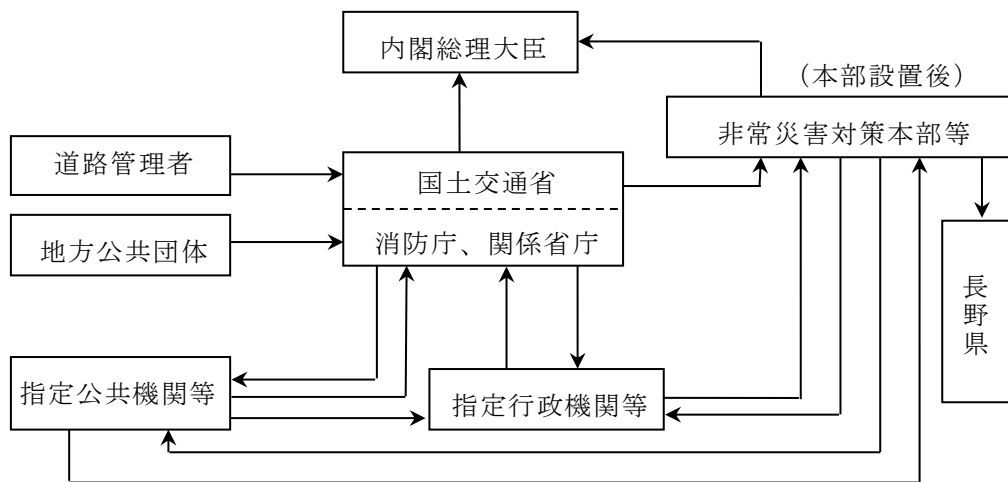
(1) 道路災害等事故情報の連絡



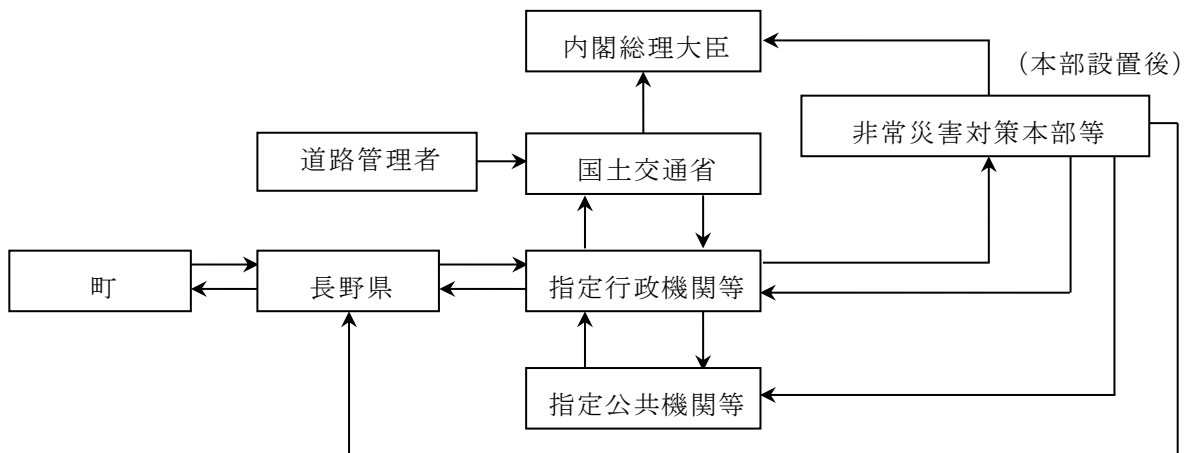
(2) 道路事故発生直後の第一次情報等の収集・連絡



(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や町等との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。

第4章 鉄道災害対策

第1節 災害予防計画

【実施担当：総務課、まちづくり政策課、建設水道リニア対策課】

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生活及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

第1款 鉄道施設・設備の整備・充実等

第1 基本方針

大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置をとる必要がある。

第2 主な取組

- 1 県、町、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の改良のため必要な対策を講じる。
- 2 鉄道事業者は、鉄道施設の保守を適切に実施するとともに、運転保安設備等の整備・充実を努めるほか、鉄道事故による被害の拡大を防止するため、あらかじめ必要な対策を講じる。
- 3 県、町及び道路管理者は、鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を講じる。
- 4 県及び町は、鉄道事故による住民生活への支障等を防止するために必要な措置をとる。

第3 計画の内容

1 踏切道の保守・改良

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、踏切道の保守・改良等に万全を期す必要がある。

(2) 実施計画

【県、町、道路管理者及び鉄道事業者が実施する計画】

- ア 踏切道の立体交差化
- イ 踏切道の構造の改良
- ウ 踏切保安設備の整備

2 鉄道施設周辺の安全の確保

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、鉄道施設周辺の安全を確保するための適切な措置をとる必要がある。

(2) 実施計画

【県、町が実施する計画】

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講じるものとする。

3 被害の拡大を防止するための事前の措置

(1) 基本方針

大規模事故が発生した際に、さらなる被害の拡大を防ぐために、あらかじめ適切な措置をとっておく必要がある。

(2) 実施計画

【県、町が実施する計画】

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施するものとする。

第2款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

大規模鉄道事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を行う必要がある。

事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立する必要がある。

第2 主な取組

- 1 県、町及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保及び外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置をとる。
- 3 県、町及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。
- 4 県、町及び医療機関等は、日頃から相互の連携を密にし、応援・協力体制の確立を図る。
- 5 県、町、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動のための体制の整備を図る。
- 6 鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施し、迅速かつ円滑な対応方法の確立に努める。
- 7 鉄道事業者は、事故復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を定める。

第3 計画の内容

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連絡を緊密にし、情報収集・連絡体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

【県、町、道路管理者及び鉄道事業者が実施する計画】

ア 事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日頃から相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておくものとする。

イ 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある浮き石、落石等を発見した場合に、必要に応じて相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立するものとする。

2 救助・救急・消火活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時における迅速かつ円滑な救助・救急・消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

「第2編 第1章 第6節 救助・救急・医療計画」及び「第2編 第1章 第7節 消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努めるものとする。

3 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、事故発生時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

イ 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておくものとする。

第2節 災害応急対策計画

【実施担当：総務部、建設水道部】

本節では、大規模鉄道事故が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定めるものとする。

第1款 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事故情報等については、鉄道事業者から収集し、関係市町村及び関係機関に円滑かつ迅速に伝達する。
- 2 大規模鉄道事故発生直後の人的被害等の第1次情報、一般被害情報及び応急対策の活動情報等については、各関係機関が速やかにこれを調査・収集し、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに伝達する。

第3 活動の内容

1 鉄道事故情報等の連絡

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した際に、速やかに初動体制を確立するため、事故発生 の情報を直ちに収集し伝達する必要がある。

(2) 実施計画

【県、町、道路管理者及び鉄道事業者が実施する計画】

- ア 県、町及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合うものとする。
- イ 発見又は連絡に基づき、県及び町は直ちに、警戒体制の強化、避難指示、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。
- ウ 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置をとるものとする。

第2款 活動体制及び応援体制

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには各関係機関が速やかに活動体制を整える必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事業者は、被害の拡大の防止のため、発災後速やかに必要な措置をとり、必要な体制をとる。
- 2 県及び町は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、被害の規模等により必要に応じて、応援を要請し又は応援を実施する。

- 3 県及び町は、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、自衛隊に災害派遣を要請するための手続きをとる。

第3 活動の内容

1 広域応援体制

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、町・県は広域応援を要請し、また他の県・市町村からの要請に応じて応援を行う。

(2) 実施計画

【県、町が実施する計画】

ア 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他県・他市町村に応援を求めものとする。

イ 他県・他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整えるものとする。

2 自衛隊派遣要請

(1) 実施計画

【町が実施する計画】

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、「第2編 第2章 第6節 自衛隊の災害派遣活動」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求めるものとする。

3 救助・救急・消火活動

【町が実施する計画】

「第2編 第2章 第7節 救助・救急・医療活動」及び「第2編 第2章 第8節 消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急消火活動を実施するものとする。

第5章 危険物等災害対策

第1節 災害予防計画

【実施担当：総務課、住民税務課】

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第1款 危険物等関係施設の安全性の確保

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。

第2 主な取組

危険物等関係施設における安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 基本方針

[危険物関係]

町内の消防法に定める危険物施設は、資料編を参照する。これらの施設は消防法に基づく許可、検査を受けて、位置・構造・設備の技術上の基準に適合するよう設置されている。

また、危険物の貯蔵及び取扱いについては、取扱者制度及び技術基準が定められており、物的・人的両面からの規制が行われている。

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

[高圧ガス関係]

町内の高圧ガス関係事業所は、資料編を参照する。

これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

しかし、災害の発生を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【町が実施する対策】

(ア) 規制及び指導の強化

- a 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。
- b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。
- c 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。

（a）危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

（b）危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

（イ）自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自衛消防体制の整備について指導するものとする。

イ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

（ア）危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努めるものとする。

（イ）危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上に努めるものとする。

（ウ）緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備するものとする。

[高圧ガス関係]

ア【関係機関が実施する計画】

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県CE検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導するものとする。

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

（ア）高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定を実施するものとする。

（イ）高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検により機能を維持するものとする。

（ウ）高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装を実施する。

（エ）ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置を実施するものとする。

第2款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備すること

が必要である。

第2 主な取組

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- 2 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(1) 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【町が実施する対策】

(ア) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導するものとする。

(イ) 県警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

イ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定を締結する等、関係機関との連携を強化するものとする。

[高圧ガス関係]

ア【関係機関が実施する計画】

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県CE検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導するものとする。

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制を確立するものとする。

2 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

(1) 基本方針

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導するものとする。

(イ) 消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 危険物等の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄を図るものとする。

(イ) 関係機関が相互に協力して対策を実施できるよう、緊急時の連絡体制を構築するものとする。

(ウ) 給水車、給水タンク及び水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業体等との相互応援体制を整備するものとする。

第2節 災害応急対策計画

【実施担当：総務部、町民部】

本節では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定めるものとする。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除いて、本節の各款に定めるところによるものとする。

第1款 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であるため、関係機関は効果的な通信手段・機材を用いて、情報の収集・連絡を迅速に行うことが必要である。

第2 主な活動

効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡活動

(1) 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡するものとする。

イ【事業者が実施する対策】

危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、警察署、消防署等に連絡するものとする。

第2款 災害の拡大防止活動

第1 基本方針

危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図るものとする。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置をとり、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図るものとする。

第2 主な活動

危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。

第3 活動の内容

1 危険物等施設における災害拡大防止応急対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

危険物等施設の災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生等被害の拡大防止のため応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等における災害時には、火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

[タンクローリー等の横転事故関係]

道路におけるタンクローリー等の横転事故等により危険物等が漏洩した場合は、道路管理者、警察本部等は、交通規制等を実施するほか、その他の活動については、第2節の各款において定めたところにより実施する。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【町が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、町域における危険物施設の管理者等に対し、事業所等の一時停止等を命じるものとする。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立するものとする。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する要請

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる項目について要請するものとする。

イ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするものとする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

(ウ) 危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

(カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

[高圧ガス関係]

【高圧ガス取扱事業者等が実施する対策】

ア 施設の保安責任者は、災害が発生した場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察署及び消防機関に通報するものとする。

イ 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。

ウ 取扱作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させるものとする。

エ 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移すものとする。

オ 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。

カ 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図るものとする。

キ 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請するものとする。

[共通事項]

【町が実施する対策】

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は「第2編 第2章 第7節 救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施するものとする。

第3款 危険物等の大量流出に対する応急対策

第1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与えるおそれがあるため、町及び関係機関は、密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図るものとする。

第2 主な活動

危険物等の除去及び環境モニタリングを実施する。

第3 活動の内容

1 危険物等大量流出時における応急対策

(1) 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境モニタリングを実施し、周辺住民への影響を最小限に抑えるものとする。

また、その際、水質汚濁対策連絡協議会等既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置をとるものとする。

(イ) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行うものとする。

(ウ) 環境モニタリングを実施するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

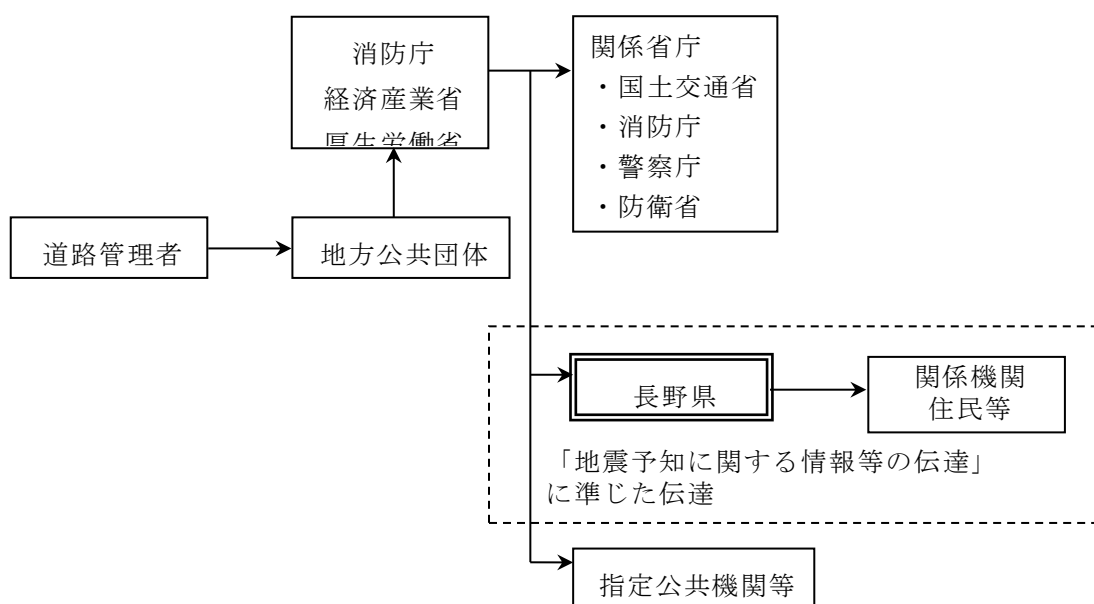
(ア) 危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

(イ) 危険物等の流出の事態が発生させた場合又は発見した場合は、速やかに消防、警察、保健所等関係機関に通報するものとする。

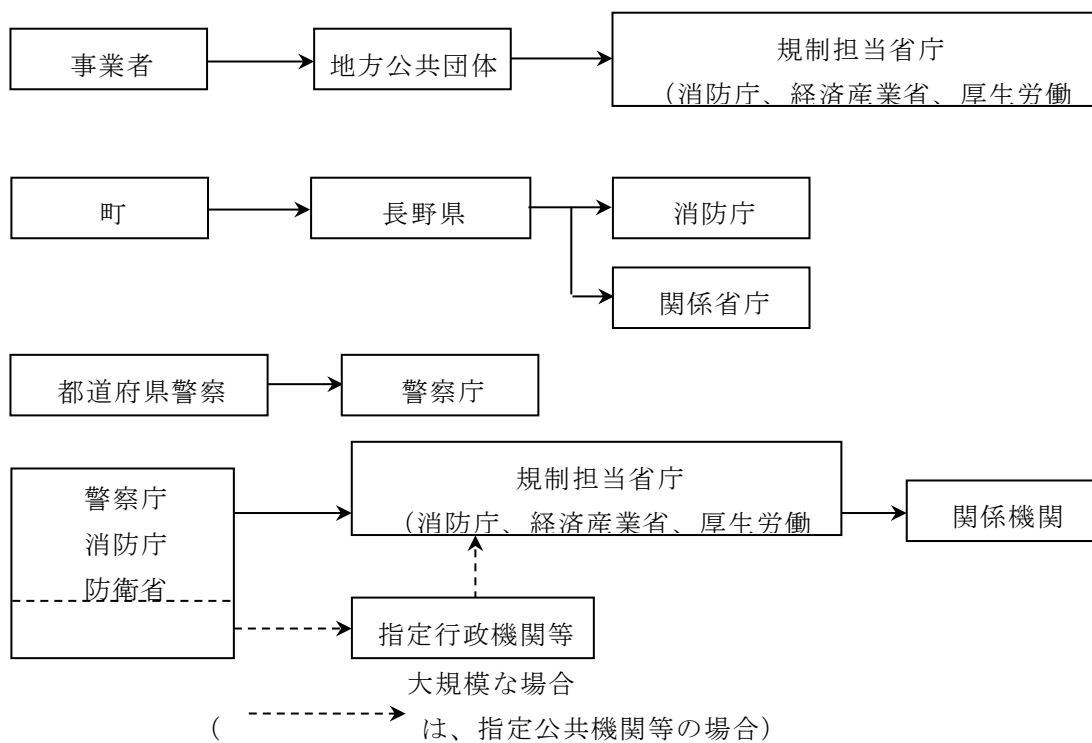
(ウ) 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開するものとする。

危険物災害における連絡体制

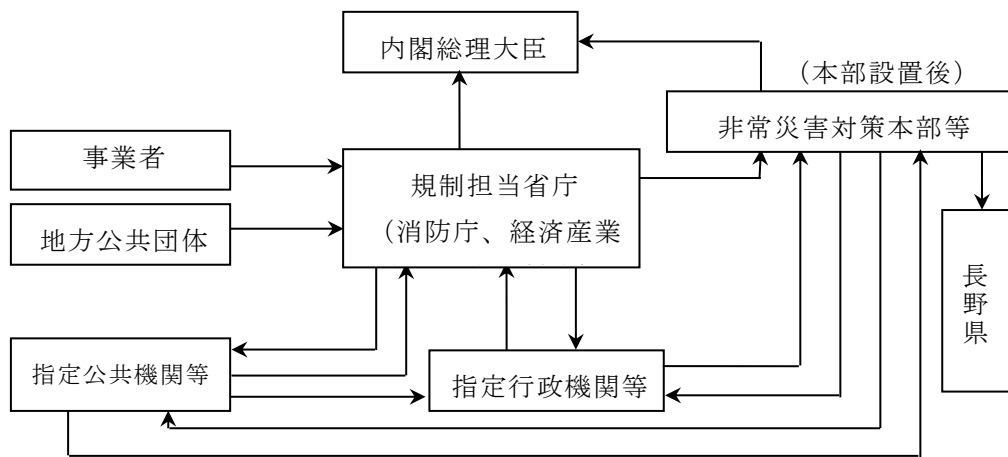
(1) 危険物等事故情報の連絡



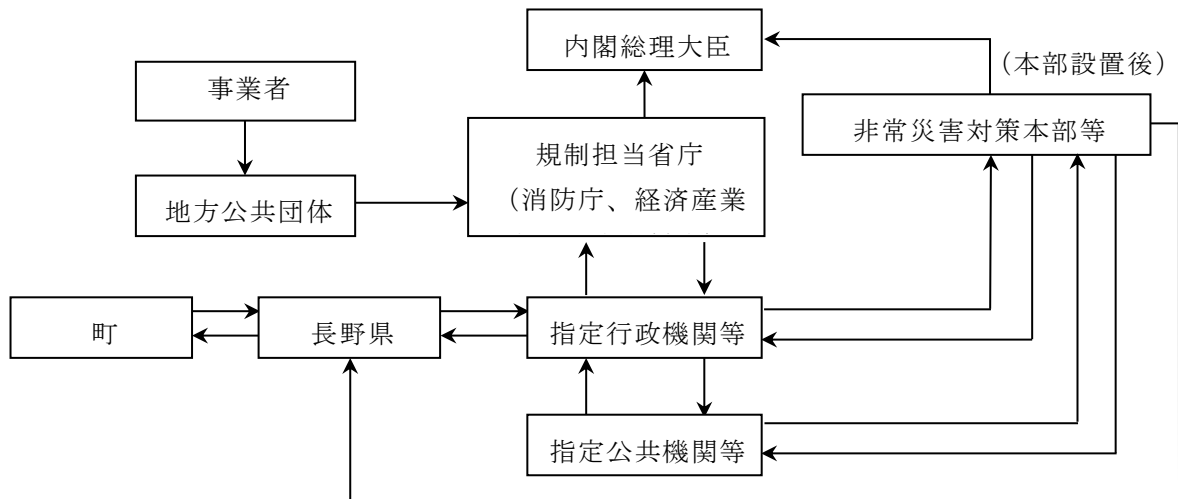
(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村等との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。

第6章 大規模な火事災害対策

第1節 災害予防計画

【実施担当：総務課】

大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを形成するものとする。

第1款 災害に強いまちづくり

第1 基本方針

町は、地域の特性に配慮しつつ大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いまちづくりを行うものとする。

第2 主な取組

- 1 大規模な火事災害に強いまちの形成
- 2 火災に対する建築物の安全化

第3 計画の内容

1 大規模な火事災害に強いまちの形成

(1) 基本方針

町は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強いまちづくりを行うものとする。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。

イ 町道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 基本方針

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

(2) 実施計画

【町及び飯田広域消防本部が実施する計画】

ア 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導するものとする。

イ 学校、診療所等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備えるものとする。

ウ 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じて消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進するものとする。

エ 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

第2款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取組

- 1 救助・救急用資機材の整備
- 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
- 3 消火活動の計画
- 4 避難誘導計画の整備

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 基本方針

平成29年4月1日現在、南信州広域連合飯田広域消防本部における救助救急車両の現有台数は、資料編を参照する。消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救急用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

消防団詰所、公民館、集会所施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。

(イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。

(ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命搜索救助システムを導入するものとする。

2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が、適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【飯田広域消防本部が実施する計画】

(ア) 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、飯田広域消防本部の消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

- a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等
- b 最先到着隊による措置
- c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- e 各活動隊の編成と任務
- f 消防団の活動要請
- g 通信体制
- h 関係機関との連絡
- i 報告及び広報
- j 訓練計画
- k その他必要と認められる事項

(イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

(ウ) 関係機関の協力を得て、飯田広域消防本部の消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

(イ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

3 消火活動の計画

(1) 基本方針

大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

(2) 実施計画

【町及び飯田広域消防本部が実施する計画】

消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。

ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図るものとする。

イ 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

ウ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とするものとする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

エ 火災予防

(ア) 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

(イ) 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等

の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

(ウ) 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導するものとする。

- a 可燃物と酸化剤の混合による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

オ 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防域、延焼防止線の設定等の火災防域計画等を定めるものとする。

カ 応援協力体制の確立

大規模な火事災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

4 避難誘導計画

(1) 基本方針

町は、大規模な火事災害時等における避難誘導に係る計画をあらかじめ定めるものとする。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置をとるものとする。

イ 町は、木造住宅密集街区外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、大規模な火事災害時の指定緊急避難場所として指定するものとする。なお指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースに

については、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

【実施担当：総務部、町民部】

本節では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定めるものとする。

第1款 消火活動

第1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な取組

二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消火活動

(1) 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【町及び飯田広域消防本部が実施する対策】

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行うものとする。

b 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

c 応援要請等

(a) 飯田広域消防本部消防長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の消防機関に対する応援要請等を行うものとする。

(b) 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第2編 第2章 第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

(イ) 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、「第2編 第2章 第7節 救助・救急・医療活動」に定める。

イ【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 消火活動関係

住民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

(イ) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

第2款 避難誘導活動

第1 基本方針

大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置をとる。

第2 主な取組

災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

第3 活動の内容

1 基本方針

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

避難誘導活動においては、特に高齢者、障がい者、妊産婦等避難行動要支援者に配慮した措置をとる。

2 実施計画

(1)【町が実施する対策】

庁舎、社会福祉施設、診療所、町営住宅、学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとるものとする。

(2) 【建築物の所有者等が実施する対策】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとるものとする。

第7章 林野火災対策

第1節 災害予防計画

【実施担当：総務課、産業観光課】

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。町は、地域の特性に配慮しつつ大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いまちづくりを行うものとする。

第1款 災害に強いまちづくり

第1 基本方針

町は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

第2 主な取組

- 1 関係機関等と連携を図り、林野火災消防の体制を確立する。
- 2 林野火災消防の予防対策を実施する。

第3 計画の内容

1 林野火災消防体制の確立

(1) 基本方針

飯田広域消防本部は、関係機関等と連携を図り、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

(2) 実施計画

【飯田広域消防本部が実施する計画】

関係機関と緊密な連携をとり、林野火災体制の確立を図るものとし、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画するものとする。

ア 特別警戒実施計画

- (ア) 特別警戒区域
- (イ) 特別警戒時期
- (ウ) 特別警戒実施要領

イ 消防計画

- (ア) 消防分担区域
- (イ) 出動計画
- (ウ) 防御鎮圧要領

ウ 資機材整備計画

エ 防災訓練の実施計画

オ 啓発運動の推進計画

2 予防対策の実施

(1) 基本方針

飯田広域消防本部及び町は、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

(2) 実施計画

【町及び飯田広域消防本部が実施する計画】

飯田広域消防本部及び町は、林野火災予防のため、次の事業を行うものとする。

ア 防火思想の普及

(ア) 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。

(イ) 林野火災予防協議会の設置等の推進を図るものとする。

(ウ) 自主防災組織の育成を図るものとする。

イ 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

(ア) 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進するものとする。

(イ) 林野火災予防マップ作成の推進を図るものとする。

(ウ) 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置、防火水槽の設置等消防施設の整備を図るものとする。

(エ) 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進するものとする。

ウ 森林保全巡視指導員及び森林保全推進員による巡視

エ 林野所有（管理）者に対する指導

(ア) 火の後始末の徹底

(イ) 防火線・防火樹帯の設置

(ウ) 自然水利の活用による防火用水の確保

(エ) 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするにあたっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立するものとする。

(オ) 火災多発期における見回りの強化

(カ) 消火のための水の確保等

オ 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備

第2款 林野火災防止のための情報の充実

第1 基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

第2 主な取組

- 1 気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。

- 2 林業関係者、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 気象情報の収集体制の整備

(1) 基本方針

気象警報・注意報等の発表等気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

長野地方气象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。

(イ) 火災気象通報業務に関する協定に基づき通報様式により県に通報するものとする。

2 林野火災関連情報等の収集体制の整備

(1) 基本方針

防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロール等により、入山者の状況等の把握可能な体制を確立する。

(2) 実施計画

【町及び飯田広域消防本部が実施する計画】

林野火災の発生しやすい時期において、広報車、県警へり等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立するものとする。

第3款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行うこととする。

第2 主な取組

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備を図る。
- 2 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
- 3 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
- 4 防災関係機関等と防災訓練を実施する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡関係

(1) 基本方針

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。

また、必要に応じヘリ、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進めるものとする。

また、状況に応じてヘリ又は車両による現地情報の収集体制を整備するものとする。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 基本方針

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 職員の参集等活動体制の確認を行うものとする。

イ 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行うものとする。

3 消火活動関係

(1) 基本方針

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化するものとする。

イ 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握するものとする。

4 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 基本方針

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施するものとする。

イ 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施するものとする。

第2節 災害応急対策計画

【実施担当：総務部・産業観光部】

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第1款 林野火災の警戒活動

第1 基本方針

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

第2 主な活動

林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災の発生のおそれのある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

2 実施計画

【町が実施する対策】

(1) 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議するものとする。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知するものとする。

(2) 火入れ、焚き火、喫煙等の制限

ア 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請するものとする。

イ 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置をとるものとする。

ウ 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹出し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、CATV等を通じ、周知徹底するものとする。

第2款 発災直後の情報の収集・連絡体制

第1 基本方針

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

第2 主な活動

災害情報の収集及び連絡体制を確保する。

第3 活動の内容

1 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

2 実施計画

【町が実施する対策】

- (1) ヘリコプターによる偵察の要請
- (2) 職員の災害現場への派遣

第3款 活動体制の確立

第1 基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

第2 主な活動

- 1 災害情報の収集・連絡を実施する。
- 2 事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡体制

- (1) 基本方針
現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。
- (2) 実施計画
【町が実施する対策】
 - ア 職員の災害現場への派遣及び状況報告
 - イ 消防本部からの県への火災即報の送信
 - ウ 状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施

2 林野所有（管理）者の活動体制

- (1) 基本方針
林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行うものとする。
- (2) 実施計画
ア 【町が実施する対策】
林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求めるものとする。
イ 【林野所有（管理）者等が実施する対策】
初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力をを行うものとする。

第4款 消火活動

第1 基本方針

被害の拡大を最小限に食い止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

第2 主な活動

地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリによる空中消火活動を実施する。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

2 実施計画

(1) 【飯田広域消防本部及び町が実施する対策】

町は、林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動にあたっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずるものとする。

- ア 出動部隊の出動区域
- イ 出動順路と防御担当区域
- ウ 携行する消防機材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ 救急救護対策
- ク 住民等の避難
- ケ 空中消火の要請

(2) 【関係機関が実施する対策】

ア 国有林火災の場合の通報連絡

国有林又は国有林付近の林野火災を覚知した森林管理署等は、速やかに関係消防機関に通知するとともに、火災の拡大防止に努めるものとする。

- イ 広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、「第2編 第2章 第6節 自衛隊の災害派遣活動」により、知事に要請するものとする。

第5款 二次災害の防止活動

第1 基本方針

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から住民を守るための措置をとる。

第2 主な活動

二次災害発生を防止する措置をとるとともに、関係機関への情報提供を行う。

第3 活動の内容

1 二次災害の防止

危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置をとる。

2 実施計画

【町が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第8章 原子力災害対策

第1節 総則

1 計画策定の趣旨

(1) 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、県、町、防災関係機関、原子力事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

また、町域に係る放射性同位元素等取扱事業所事故及び放射性物質の不法廃棄による災害（以下「放射性物質事故災害等」という。）に関する対策についても、必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として策定する。

(2) 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

ア 「放射性物質」とは、「原子力基本法」第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（以下「放射線障害防止法」という。）第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。

イ 「原子力災害」とは、「原子力災害対策特別措置法」（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。

ウ 「原子力事業者」とは、「原災法」第2条第3号に規定する事業者をいう。

エ 「原子力事業所」とは、「原災法」第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。

オ 「特定事象」とは、「原災法」第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。

カ 「原子力緊急事態」とは、「原災法」第2条第2号に規定する事態をいう。

キ 「避難行動要支援者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

ク 「放射性同位元素等取扱事業者」とは、「放射線障害防止法」第3条、第3条の2、第3条の3、第4条及び第4条の2に規定する放射性同位元素の許可使用者、届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者をいう。

ケ 「放射性同位元素等取扱事業所」とは、放射線同位元素等取扱事業者が使用許可又は届出を行っている工場又は事業所をいう。

(3) 計画の性格

この計画は、「災害対策基本法」第 42 条に基づき松川町防災会議が作成する「松川町地域防災計画」の「第 4 編 第 8 章 原子力災害対策」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

(4) 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、「災害対策基本法」第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

(5) 計画の対象とする災害

町内には、原子力事業所が存在せず、また、他地方公共団体にある原子力事業所に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」にも含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質もしくは放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避もしくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

さらに、放射性物質事故災害等に関する対策についても同様に、必要な災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

2 防災の基本方針

原子力事業所等からの情報収集、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講ずる。

3 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 実施責任

ア 町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

イ 指定地方行政機関、陸上自衛隊第 13 普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援する。

(2) 処理すべき事務又は業務の大綱

ア 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。

イ 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。

ウ モニタリング等に関すること。

エ 健康被害の防止に関すること。

オ 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。

- カ 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
- キ 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
- ク 汚染物質の除去等に関すること。
- ケ その他原子力防災に関すること。

第2節 災害に対する備え

【実施担当：各課】

第1 基本方針

放射性物質の拡散、放射線の影響に対する「第4編 第8章 第3節 災害応急対策」に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

第2 計画の内容

1 モニタリング

【町が実施する計画】

県と相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

【町が実施する計画】

- (1) 広域的な避難に備えて、他市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- (2) 施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート施設を退避所又は指定避難所とするよう努める。

3 健康被害の防止

【町が実施する計画】

人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握に努める。

放射性物質拡散の有無について空間放射線量の測定をし、その測定結果を町公式ホームページ等にて公表する。

保育園及び学校での安心・安全な給食の提供を考え、使用される食材について、定期的に放射性物質の検査を実施し、その結果を町公式ホームページで公表する。また、検査において、検査結果が規制値(確定していない場合は暫定規制値)を超えた場合、以下の対応をとる。

- (1) 問題の食材を除外した献立を提供する。
- (2) 複数の食材から検出され献立として成立しない場合は、その献立を除く。

4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

【町が実施する計画】

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、町は、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (3) 放射線防護に関すること。
- (4) 町及び県等が講じる対策の内容に関すること。
- (5) 屋内退避、避難に関すること。
- (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。

5 原子力防災に関する訓練の実施

【町が実施する計画】

必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

第3節 災害応急対策

【実施担当：各部】

第1 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命・身体・財産を保護するため、県、町、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2 活動の内容

1 情報の収集・連絡活動

【町が実施する計画】

県と連携を密にして情報の把握に努める。

2 モニタリング等

【町が実施する計画】

必要に応じてモニタリング・放射能濃度の測定を実施するとともに県が実施するモニタリング及び測定が円滑に行われるよう協力する。

3 健康被害防止対策

【町が実施する計画】

必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

4 住民等への的確な情報伝達

【町が実施する計画】

- (1) 住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。情報提供及び広報にあたっては、避難行動要支援者、一時滞在者等に情報が伝わるように配慮するとともに、県と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。
- (2) 必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談等に対応する窓口を設置し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

5 屋内退避、避難誘導等の防護活動

【町が実施する計画】

- (1) 町内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は緊急安全確保があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。
 - ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、CATV、新聞などによる報道
 - イ 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動
 - ウ 消防本部の広報車等による広報活動
 - エ 町防災行政無線や広報車等による広報活動

- オ 町教育委員会等を通じた小・中学校、保育園への連絡
- カ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
- キ インターネット、ホームページを活用した情報提供

(2) 町長は、内閣総理大臣から屋内退避もしくは緊急安全確保があったとき、又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難指示又は緊急安全確保の措置を講ずる。

ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。

必要に応じてあらかじめ指定された以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

イ 避難誘導にあたっては、避難行動要支援者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊産婦、児童、乳幼児に配慮する。

ウ 退避・避難のための立退きの避難指示又は緊急安全確保を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。

エ 退避所又は避難所の開設にあたっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

なお、「原子力災害対策指針（最新改訂日 令和元年7月3日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

基準の概要	初期設定値* ¹	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率* ² ）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物* ³ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転* ⁴ させるための基準	20 μ Sv/h（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

*1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

*2 実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

*3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

*4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるた

めに実施する措置をいう。

6 広域避難活動

【町が実施する計画】

- (1) 町外へ避難を行う必要が生じた場合、他市町村に対し収容先の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請し、避難者を把握するとともに住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (2) 他の市町村からの避難収容、また、要避難市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる場合、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

【JR会社、鉄道会社、路線バス会社等】

各交通機関は町及び県と連携し、避難者の輸送を行う。

【自衛隊】

自衛隊は、町及び県と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。

7 飲料水・飲食物の摂取制限等

【町が実施する計画】

- (1) 国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。
- (2) 国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。

経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300 ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	(乳児は 100 ベクレル/キログラム以上)
野菜類（根菜・芋類を除く。）	2,000 ベクレル/キログラム以上

（「原子力災害対策指針（令和元年7月3日）」より）

対 象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上
牛乳	50 ベクレル/キログラム以上
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上

（厚生労働省省令及び告示より）

8 県外からの避難者の受入活動

(1) 避難者の受入

県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）からの避難者の受入について県より避難所として設置するよう要請された場合、避難元都道府県と連携し、必要に応じて以下の対応をする。

ア 緊急的な一時受入については、町有施設を当分の間提供する。なお、受入にあたっては、避難行動要支援者及びその家族を優先する。

イ 短期的な避難者の受入については、まず、緊急的な一時受入と同様に、町有施設で対応する。ただし、この受入が困難な場合、協議の上、町内の旅館・ホテル等を町が借り上げて、避難所とする。

ウ 中期的（6か月から2年程度）な避難者の受入については、次の対応を行う。

（ア）避難者に対しては、町営住宅への受入を行う。

（イ）民間賃貸住宅を町が借り上げ、2年間を限度に応急仮設住宅として提供する。

（ウ）長期的に本町に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

（2）避難者の生活支援及び情報提供

ア 避難元都道府県等と連携し、町内に避難を希望する避難者に対して、住まい・生活・医療・教育・介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

イ 町は、避難者に関する情報を活用し、避難元市町村からの情報を避難者へ提供するとともに、避難者支援に関する情報を提供する。

第4節 災害からの復旧・復興

【実施担当：各部】

第1 基本方針

町、県及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講ずる。

第2 計画の内容

1 放射性物質による汚染の除染等

【県及び町が実施する計画】

国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

2 その他災害後の対応

【県及び町が実施する計画】

- (1) 災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。
- (2) 町は、県及び関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。
- (3) 町は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、県、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- (4) 町は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

第5節 核燃料物質等輸送事故災害への対応

【実施担当：各部】

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避もしくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、下記以外の項目については「第4編 第8章 第2節 災害に対する備え」、「第4編 第8章 第3節 災害応急対策」及び「第4編 第8章 第4節 災害からの復旧・復興」を準用する。

1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応

(1) 運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。

ア 安全規制担当省庁、警察及び消防機関への迅速な通報

イ 消火、延焼防止の措置

ウ 核燃料物質の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外立入を禁止する措置

エ モニタリングの実施

オ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避

カ 核燃料物質による汚染の拡大の防止及び除去

キ 放射線障がいを受けた者の救出、避難等の措置

ク その他放射線障害の防止のために必要な措置

(2) 事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成し、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

2 警察及び消防機関の対応

【警察】

(1) 事故の通報を受けた際、状況に応じて警察職員の安全確保を図り、事業者と協力して人命救助・避難誘導・交通規制等の措置を実施するために必要な体制を整備する。

(2) 町、防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。

【消防機関】

(1) 事故の通報を受けた際、状況に応じて消防機関の安全確保を図り、事業者と協力して、消火・救助・救急等の措置を実施するために必要な体制を整備する。

(2) 町、防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。

修正経過

平成30年10月 修正

令和3年3月 修正

令和8年2月 修正

松川町地域防災計画

令和8年2月

松川町防災会議

発行：松川町

編集：松川町 総務課

〒399-3303

長野県下伊那郡松川町元大島 3823

TEL : 0265-36-7021